

令和8年度水質検査計画（案）について市民の皆様のご意見・ご提言をお寄せください

水道法では、水道事業者が「水質検査計画」を毎年策定し、公表することと定められています。水質検査計画とは、水質検査を実施する場所・項目・頻度などを事前に明確にし、まとめたものです。この水質検査計画に従って水質検査を実施し、検査結果についても市民の皆様に公表することで、水質検査の適正化と透明性の確保を図っています。

高知市上下水道局では、水質検査結果やこれまでに寄せられたご意見等をもとに、令和8年度水質検査計画（案）を作成しました。昨年度からの主な変更点は下記のとおりです。市民の皆様のご意見・ご提言をお寄せください。

・水質基準項目について

令和8年4月1日には「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」が改正され、PFOS及びPFOAが水質基準項目に格上げされます。

・検査地点について

①森山水源2号ポンプ井は、令和7年2月から取水を停止していますが、水質確認のため水質検査を毎月実施します。

②森山水源給水栓（仁ノ）は、森山水源2号ポンプ井の取水停止にともない、弘岡上水源の水が給水されています。

・検査項目と頻度について

①PFOS及びPFOAは、各給水栓の検査頻度を3か月に1回とします。

②指標菌の検査について、弘岡上水源は、令和7年度に指標菌である大腸菌が検出されたため、大腸菌の定量試験を毎月実施し、クリプトスピリジウム等の検査頻度を3か月に1回とします。なお、指標菌が検出された場合には、臨時で速やかにクリプトスピリジウム等の検査を実施します。

資料の配布について

冊子体の資料は、高知市上下水道局総務課、情報公開・市民相談センター、各地域の窓口センター、各ふれあいセンターにて配布します。

提出方法

郵送・ファックス・電子メール又は高知市上下水道局総務課(総合案内)へ直接ご持参ください。意見書には、住所・氏名・電話番号を記載の上、日本語でお願いします。意見書の書式は特に定めておりません。口頭や電話での受付は行いません。また、高知市のホームページからもご意見の提出ができます。

募集期間

令和8年1月16日(金)～令和8年2月16日(月)必着

提出先

- 【1】直接持ち込み 高知市針木北1-15-20 高知市上下水道局 総務課（総合案内）
- 【2】郵送 〒780-8087 高知市針木北1-15-20 高知市上下水道局 浄水課 宛
- 【3】ファックス 088-843-3827
- 【4】電子メール kc-240600@city.kochi.lg.jp

お寄せいただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は取りまとめて公表し(氏名等は除く)、それらに対する高知市上下水道局の考え方と、修正を行った場合は修正内容について、高知市ホームページ等でお知らせします。ただし、個々のご意見について直接の回答はいたしませんのでご了承ください。